

整備項目		整備	適合	緩和	審査
1 敷地内の通路	(1) 有効幅の確保 [1.2 m 以上]		☐	—	適・否
	(2) 段差を設けない*		☐	有	適・否
	(3) 表面の滑りにくい仕上げ		☐	—	適・否
2 駐車場	1) 障害者のための駐車施設	ア 幅の確保 [3.5 m 以上] イ 建築物までの経路ができるだけ短くなる位置 ウ 位置の表示および経路の誘導表示	☐ ☐ ☐	— — —	適・否
	(2) 駐車施設から建築物の出入口までの通路	ア 有効幅の確保 [1.2 m 以上] イ 段差を設けない ウ 表面の滑りにくい仕上げ	☐ ☐ ☐	— — —	適・否
	(1) 有効幅の確保 [0.8 m 以上]		☐	—	適・否
	(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸		☐	—	適・否
	(3) 通行の支障となる段差を設けない		☐	—	適・否
4 出入口 (その他の出入口)	(1) 有効幅の確保 [0.8 m 以上]		☐	—	適・否
	(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸		☐	—	適・否
5 廊下 (屋内通路)	(1) 有効幅の確保 [1.2 m 以上]		☐	—	適・否
	(2) 5.0 m 以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所		☐	有	適・否
	(3) 段差を設けない*		☐	有	適・否
	(4) 床表面の滑りにくい仕上げ		☐	—	適・否
6 階段	(1) 主要な階段に回り段がない		☐	—	適・否
	(2) 手すりの設置		☐	—	適・否
	(3) 床表面の滑りにくい仕上げ		☐	—	適・否
	(4) 路面の識別の配慮、つまずきにくい構造		☐	—	適・否
7 エレベーター	(1) 奥行き [1.15 m 以上]		☐	—	適・否
	(2) 出入口の幅の確保 [0.8 m 以上]		☐	—	適・否
	(3) 乗降ロビーにおける車いすの転回できる構造		☐	—	適・否
8 傾斜路	(1) 有効幅の確保 [1.2 m 以上*]		☐	有	適・否
	(2) こう配の確保 [1/12 以下*]		☐	有	適・否
	(3) 高さ 75 cm 超の場合の踊り場の確保 [1.5 m 以上]		☐	—	適・否
	(4) 床表面の滑りにくい仕上げ		☐	—	適・否
	(5) 手すりの設置 [屋内: 1/12 超又は 1/6 超] [屋外: 1/12 超又は 1/6 cm 超かつ 1/20 超]		☐	—	適・否
	(6) 傾斜路の面の識別への配慮		☐	—	適・否
9 表示・誘導	(1) 標示、誘導、注意喚起をおこなう		☐	—	適・否

注 1. 二重線の枠内に整備基準の適合項目にチェックしてください。（※本欄は職員が記入しますので、記入不要です。）

その他、東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアルの遵守基準および解説を参照し、各項目について整備をおこなってください。